平成 29 年度 第 3 回 八戸市市民後見推進協議会　会議録

日時：平成 30 年 1 月 12 日(金)　16:00～
場所：八戸市庁 別館 7 階 会議室 B
出席者：(委員 6 名)　久保委員、源新委員、清水委員、髙須委員、水島委員、中里委員
(オブザーバー2 名)　青森家庭裁判所八戸支部 阿部氏、八戸市成年後見センター 山野内氏
(事務局 6 名) 高齢福祉課：中里課長、原地域包括支援センター所長、蛯名主事兼社会福祉士
障がい福祉課：山道課長、柏崎主事兼社会福祉士、安原主事兼精神保健福祉士
議題「成年後見制度に関する実態把握調査について」

議事内容

会長	・それでは、「成年後見制度に関する実態把握調査について」ということで、ご説明をいただきたいと思いますが、事務局からお願いします。
事務局	・まず、資料 4 からご説明させていただきます。 ・本調査ですが八戸圏域の成年後見制度に関する実態把握調査ということで、調査の目的からご説明します。調査の目的は記載のとおりですが、八戸圏域の利用者の方の成年後見制度の活用に関するニーズを把握するため、調査を実施いたしました。 ・調査対象は、資料 4 の 2 の調査対象に、大きく 2 つに分けて記載しておりますが、福祉サービス事業所や病院、専門職の所属会とその会員を対象としております。家庭裁判所の管轄の十和田支部も含めて対象とした理由は、五戸・新郷・おいらせ町が、ご存知だとは思いますが、家庭裁判所の管轄が十和田支部となっているので、こちらも対象としました。 ・次に 3 番目の調査方法ですが、アンケート調査を実施して、調査票は資料 7~11 の方に添付してありますので、後でご覧いただきたいと思います。 ・次に、調査票の配付・回収・集計についてですが、成年後見拡充プロジェクトチーム、略称 PT ですけれども、PT に任意で参加していただいた方のご協力を得て行いました。PT には、委員の皆様にもご協力いただきまして、誠にありがとうございました。 ・調査期間は記載のとおりで、調査は八戸市から成年後見センターに委託して実施しております。 ・それでは次に資料 5 について、ご説明させていただきます。資料 5 をご覧いただきたいと思います。 ・まず 1 ページ目ですが、資料 5 については、福祉施設やサービス事業所、病院の調査結果を書いておりました。 ・調査対象事業所や調査時期については、資料に記載したとおりです。 ・次に 3 番目の調査票の回答数等と書いておりますけれども、回答率は全体的には 74.5%で、八戸市は事業所数が多いこともあったと思うのですが、60.2%と他の町村さんよりも低くなっておりました。 ・なお、4 番目に本調査結果の注意点を記載させていただきましたが、注意点としましては、1 人の対象者につきダブル又はトリプルカウントされている可能性がある

事務局	ため、結果の数値は述べ件数になります。あともう1つ、病院や施設の所在地と、利用者の住まいが違う場合があるため、必ずしも市町村別の数値が、その住民の方の実態を表しているといえないことがありました。 ・例えば、トリプルカウントの例ですが、ある利用者様 B さんが施設に入所しているとしますと、生活介護サービスを使っていますと、プランを立てる相談支援専門員がおりますので、サービスとしては、施設入所支援と、指定特定相談支援事業、そして生活介護サービスの 3 つとなりますので、3 つの事業所がその方を 1 人とそれぞれ記入すれば､1 人の方につき 3 重にカウントされるという意味になります。 ・次に、2 ページ目をご覧ください。 ・提供しているサービスですが、調査票の発送数と合計が一致していないんですけれども、その理由としましては、1 事業所で複数のサービスを提供しているところには、調査票 1 部を送付して、その 1 部に提供しているすべてのサービスの利用者分について回答していただく形にしたので、一致していないということがあります。 ・次に、3 ページ目をご覧ください。 ・ここから具体的な結果になるのですが、こちらは、利用者 1 人につき特に支障が生じている項目を 1 つだけ選択して回答していただいて、問 2 以降では「要支援者」と表現させていただいておりました。 ・そして、問 1 の合計は 1,012 名となっております。 ・次に 4 ページ目に移りまして、4 ページから 6 ページについては、問 1 で回答した方の内訳ということになります。 ・本来は、問 2 の合計が問 1 の 1,012 名と一致する予定でしたが、1,005 名と一致していないのですが、今回は問 1 と問 2 の合計が一致しない場合も、有効回答としてカウントし記載させていただいておりました。 ・4 ページから 6 ページについては、「要支援者」の障害類型ですとか、年齢、収入、親族に関すること等について結果を記載させていただいております。 ・次に 7 ページをご覧ください。 ・ここからは、現在、成年後見制度の申立てに向けて準備や検討している方に関する質問項目の結果で、人数ですとか、相談機関とか、次のページになりますが、支障となっている点等という項目になっておりました。 ・さらに、9 ページ以降ですと、成年後見制度の取組に関して、自由記述で記載していただいた内容を、個人情報が特定されないような形にして一部要約して記載しておりました。 ・次に、資料 6 の方に説明を移らせていただきます。 ・資料 6 は、弁護士さん、司法書士さん、社会福祉士さんということで、成年後見候補者名簿に登録されている専門職の方の調査結果となります。 ・1、2 ページ目では、所属会として回答いただいた、会員数ですとか、後見人活動者数ですとか、そして 1 人当たりの受任件数等を記載しておりました。

事務局	・3 ページ目をご覧いただきまして、3 ページ目以降は、所属会会員個人の回答結果となります。 ・まず、回答率ですけれども、記載のとおり社会福祉士以外は回答率が低くなっておりますので、こちらの結果の数値が、所属会員の現状とは言いきれないところがあるかもしれませんが、このようになっております。 ・3 ページには、成年後見人等の選任状況ですとか、受任可能な件数等の結果を記載しておりました。 ・次に資料 4 ページ、5 ページ目に入りますが、成年後見人等の後見報酬額の考えですとか、後見人等の打診等について、また、成年後見人の就任について支障になった点や、「市の成年後見制度利用支援事業の要綱を知っていますか」というところの結果を記載しておりました。 ・そして資料 6 ページ以降については、自由記述の回答ということになりますが、後見人の報酬についてですとか、第三者後見人の受任者に関するご意見ですとか、あと今後の成年後見制度の利用に向けての取組について、こちらも若干一部要約しているところもありますが記載しております。 ・説明は以上となります。
会長	・はい、ありがとうございます。 ・それでは、A 委員、このアンケート調査にご尽力いただきましたけども、何か補足があればお願いします。
A 委員	・補足説明をさせていただきます。 ・今、市の方にいくつかお話を伺ったところですが、これらの数字が一体何を示すのかについて、成年後見プロジェクトチーム、PT の中で時間をかけて分析してきました。 ・対策についてはひとまずさておき、現状においてまずどこに着目すべきかという点について、お伝えしていきます。 ・先ほどご紹介いただいた資料 5 の 3 ページをご覧ください。今回「要支援者」という用語は介護保険法上の「要支援者」と必ずしも一致するものではなく、「判断能力が不十分で一定の類型に該当する人」という定義にしているため、「成年後見制度について必要な方はいますか」という問い方ではありません。 ・このような「要支援者」の類型に該当する方というのは、すでに具体的に生活の支障が生じている方々であり、その人たちの判断能力が不十分なことが原因だとすれば、何らかの後見的な支援を必要としている人ではないかと位置づけられるということです。もちろん成年後見制度が唯一の解決策というわけではありませんが、このような「要支援者」が少なくとも延べ 1,012 人いらっしゃるということです。 ・一般的に言えば、八戸圏域の連携中枢都市圏の人口は 32 万 3,000 人くらいかと思われますが、そのうち 1％の約 3 万人は予備軍、すなわち成年後見制度の潜在的なニーズとしてよく挙げられる数字でございます。 ・このような潜在的なニーズに更に絞り込みをかけていった場合に、先ほどの1,012人という数字が出てくるということです。つまりは、判断能力が不十分なだけではなく、現在の状況で何らかの法的問題あるいは虐待、財産管理に関する支障が生じている。それについて、何らかの手立てが必要になってくるという状況だということで、この

A 委員	ような人たちを優先してサポートしていく必要があるだろうということです。 ・もちろん、ダブルカウント、トリプルカウントの可能性もゼロではありませんが、まず実態としてどこにニーズがあるのかを網羅的に把握するというのが本調査の趣旨ですので、やむを得ないところだと考えています。 ・さらに要支援者の1,012人という人数について内訳や詳細を探ってみると、特定のグループが挙がってきます。このグループをS群と表現しています。このS群についてご説明申し上げたいと思います。 ・例えば、要支援者の人たちに成年後見が必要であれば、成年後見は通常、本人、親族あるいは首長によって申立てがなされるわけですが、その本人や親族による申立てが事実上難しいと思われる方が285名いらっしゃるということなんですね。 ・なぜ285名かと申し上げると、問5の質問をご覧ください。ここでは、問1の要支援者の合計人数のうち、身寄りがないですとか、親族との対立関係にあるとか、そういった方々がどれくらいいるのかを聞いています。このような人たちは親族による申立てを期待することが難しく、かつ、判断能力に支障がある人たちであれば、本人による申立てもかなり難しい。そうなってくると、本来、首長申立てが必要となってくるケースが285件とは言わないまでも、かなりの件数に上るのではないかということです。 ・それに対して現状はどうかということなのですが、数百件レベルで首長申立てのニーズがあると思われるのに対して、八戸圏域の平成 28 年度の首長申立て件数はわずか 7 件となっています。ここからもニーズが適切につながっていないのではないかということが推測されます。 ・それからですね、問4の数値からすれば、要支援者の約4分の1の方が生活保護あるいはそれに準ずる月収6万円以下の人たちで構成されているため、成年後見制度を利用しようと思っても、助成制度が適切に利用できなければ、特に第三者後見人の報酬を工面することが難しく、結果的に制度を利用できないということになりかねないことがわかります。 ・なお、先ほどのS群の方に関しては、首長申立てがされたとすれば、後見人の引受け先としては第三者後見人以外ありえないということになります。なぜなら、そもそも親族が後見申立てをできる状態ではないから首長が申立てを行っているわけで、そのような親族が後見人を引き受けられるということはまずありません。 ・そうすると、適切にこれらのニーズが申立てられていくとすれば、第三者後見人の受け皿の問題が当然出てきます。現時点では、この地域の専門職や裁判所の認識として、それほど成り手不足の問題について実感がわかないというのは、かえってニーズが適切につながっていないことを示しているのではないかと思われます。 ・八戸市だけではなく、周辺町村においても後見の需要はあります。特に、様々な郡部で首長申立てのサポートを行ってきた立場からすれば、申立て後の成り手の問題で頭を悩ませる担当者の方も知っています。実際の後見人の選任までに非常に時間がかかってしまうケースもあるということでございます。
会長	・ありがとうございます。 ・これに関して、皆さんから少しご意見とか、今後の八戸市の成年後見に対する取組など、ご意見があればいただきたいと思うんですけれども。 ・B 委員、いかがですか。

B 委員	・市民後見、今、市長申立てに限定されるというところが、なかなか難しいのかなと。これが一番の今、任用が広がっていないことの原因なのだろうかと。 ・やっぱり報酬の点が、専門職の場合、一番ネックになっていると思うし、実情としてですね、なかなかそれは難しいですよね。 ・私がこの前申立てしたケースでも、ほとんど収支がトントンで報酬なんか出ないんで、何とか社会福祉士さんを頼み込んでやってもらったみたいのもあって。 ・こういうところで、やっぱり市民後見人がまさにこういうところが活用領域なのだと思うので。そこのところをしっかり考えていかないと、なかなか広がらないよねというのは思います。 ・それと、もう 1 つは実態把握調査で、ちょっとね、私も答えたかどうかは覚えてないんで、回答が少なかったっていうのは、我々専門職がね、この市民後見の制度に対する認識が少ないんだろうなという。そこもまた改めていかないと、我々やっぱりこの市民後見を広げる以上は、専門職のサポートが不可欠になると思うんですね。当初は何もなくても問題が出てくることを、相続なり、預金の引き出しとかそういった問題が出てきたときにサポートできるかどうかというのも、裾が広げられるかどうかというのも一番大きな問題だと思うので、もうちょっと自分も含めてね、弁護士、司法書士というか、まあ社会福祉士さんは割と回答があったので浸透しているのかなと思うんですけれども、そこをもうちょっと何とかしていかないと。また側面をサポートするという点からも活動が広がっていったらいいんじゃないかなと、こういう印象を受けております。
会長	・ありがとうございます。C 委員いかがですか。
C 委員	・そうですね、ちょっとだけ調査の方にも携わらせていただいて。調査をして終わりではなくて、これからだろうなと。そのために、まあ 1 月 29 日の弁護士会主催のものもあるだろうし、これをどう八戸市としてとか、町村として活用していくのかというのは、今せっかくとったばっかりですので、拡充というか、広めていかなきゃいけないんだろうなとは思っています。 ・あとは、この調査があるので、是非社会福祉士会とかですね、いろんな職能団体とかにも、持って発信はできるかなと思っています。簡単ですけど以上です。
会長	・ありがとうございます。D 委員いかがですか。
D 委員	・私も昨年度までセンターの方の担当をさせていただいていましたけれども、去年はこういった数値もなくですね、実態と突き合わせというか、そういうことで進めていったんですけれども。 ・やはり数字が出ますと説得力があるというか、いろんな場面で「そういう状況ですよ」ということを伝えながら進めていけるのかなと思いますので、よりセンターのこととか成年後見制度、利用支援事業をお話しさせていただく機会なども増えるのかなと、アンケート調査をして良かったなと思っています。
会長	・はい、ありがとうございます。E 委員いかがですか。

E 委員	・S 群なんですけれども、これは要支援あるいは申立てが期待不可とされています。これは首長申立てというふうな形になると思いますが、この場合 7 件ですか、その実際の申立件数と要支援のギャップはどこにあるのかっていうことを考えられなければならないと思います。市とか首長がそういう状況を知らないのか、知っていれば多分場合によっては申立てができるにもかかわらず、知らないから申立てをしていないのかっていう、そこはどういうふうな原因、ギャップの原因がどこにあるのかっていうのは、検討していきたいなというふうには思っています。どうなんでしょうか、A 委員、もしこれを調査して。
A 委員	・そうですね。例えば、支援者の発想として、首長申立てそれ自体あるいは成年後見制度そのものが、なかなか選択肢の1つとして挙がってこないというのが1つの原因ではないかと思われます。特に、町村地域においてその傾向を感じます。 ・さらに、もう1つの問題点としては、町村地域の場合には、担当者自身が首長申立てについての経験が乏しく、スキルを十分身につける機会がないということも挙げられます。ある町では、昨年、申立て支援をした結果、2件申し立てられましたが、これまではずっとゼロ件でした。 ・また「つなぐ」ということに関しては、ケース会議のような形で複数の専門職の目で多角的に検討することも必要でしょう。実際に申立てを行うときに、何からどうやって書類を集めて、どのように申立書を書き提出するのか。こうしたことを具体的に支援せずに、単に親族の方に頑張ってもらうことを期待しても、なかなか申立てにまで行き着くことは困難です。そのようなときに成年後見センターが関わっていく、あるいは親族申立てが難しい場合には、首長申立ての担当課の方にも会議にお越しいただいて具体的な検討を行っていくと。資料の収集についても、関係者が可能な限り収集を手伝っていくなど、申立てまでの流れをきちんと作っていくことがおそらく必要だと思います。 ・新潟の場合を例に挙げれば、首長申立マニュアルなどを関係機関と一緒に作成して、かつ研修を行い、具体的な事例も併せながら関係機関や専門職の理解を促していくということもありました。このような取組をすることで、申立て件数が伸びていくのではと思われます。
会長	・ありがとうございます。 ・私も 1 つだけ感想を述べたいと思うのですが、調査していただいた件数の中で、1,012 というのが「要支援者」と。まあ、その中で法的支援を考えているという回答があったのが 91 件、その他 S 群と呼ばれる支援がちょっと難しいというような方の 285 件を引くとですね、まあ支援が必要なんだけれども 636 件については手つかずの状態が続いているというような、支援していただけるような親族というのがいるにも関わらず、そこにまだ手が届いていないというところも逆に見えてきたなあと思いますので、今後、成年後見の利用促進法も八戸市も積極的に取り組んでいくことになると思いますけれども、是非こういう支援が必要な方に当然に成年後見制度的な支援がなされて、それがスタンダードになり S 群がどんどん小さくなるような形に八戸市も向かっていければいいなと私は思いました。 ・そのほか何かありますか。

A 委員	・それに関連してですが、これまでのアンケート調査やとりまとめに関しても、PT で皆様の任意のご協力を得てやってきたところでございますけれども、このような成年後見制度や実務についての論点を適切に協議していけるような場づくりが必要かと思います。成年後見制度利用促進基本計画の中でも、協議会の設置や中核機関の立ち上げなどが掲げられているところですし、正式な会議の場でも検討できるような体制づくりを目指していただきたいと思います。
会長	・ありがとうございます。 ・そのほかご意見ある方いらっしゃいますか。
他委員	(意見なし)
会長	・是非、来年度ですね、会議は、次、受任調整がなければ来年度だと思いますけれども、促進法がスタートして、協議会であったり中核機関とか決めていかなければならないことも、八戸市で課題としてありますので、是非、この協議会で方向性を意見出せるような会議を来年は開きたいなと思っていますので、是非、事務局の方はご準備の方をよろしくお願いしたいと思います。 ・それでは、お時間となりましたので閉めたいと思います。事務局にお返しします。
事務局	・本日は皆様貴重なご意見ありがとうございました。皆様の意見をもとに今後検討してまいります。 ・これをもちまして、平成 29 年度第 3 回八戸市市民後見推進協議会を閉じさせていただきます。 ・お疲れ様でございました。ありがとうございました。